

胎内市の賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当り）は、以下のとおりとなっております。

賃借料単価	地目	地 区	圃場整備	平均額	最高額	最低額	データ数
円/10a	田	1 中 条	整備済	22,600	23,000	21,000	5
			未整備	16,200	20,000	4,000	115
		2 柴 橋	整備済	21,300	25,000	14,000	37
			未整備	18,900	21,000	14,000	21
		3 本 条	整備済	22,400	25,300	18,000	5
		4 乙	整備済	16,300	25,000	4,500	85
			未整備	14,500	25,000	5,000	62
		5 築 地	整備済	21,600	28,000	15,000	44
			未整備	18,400	26,000	10,000	10
		6 黒 川	整備済	14,600	19,000	10,000	22
			未整備	16,300	24,000	7,000	88
		7 鼓 岡	整備済	13,500	20,000	10,000	63
			未整備	10,000	15,000	5,000	24
		8 大 長 谷	未整備	11,600	14,500	8,000	65
畑	5 築 地	未整備	10,000	10,000	10,000	13	
kg/10a (現物)	田	1 中 条	未整備	58	63	30	26
			整備済	90	90	90	5
		4 乙	整備済	85	120	70	20
			未整備	70	120	60	48
		5 築 地	整備済	92	120	60	80
		6 黒 川	整備済	71	90	60	45
			未整備	68	90	60	26
		7 鼓 岡	整備済	61	90	30	29
			未整備	50	90	15	30
		8 大 長 谷	未整備	44	60	30	27

データ数の項目は、集計に用いた件数です。なお、対象数が5件未満だった場合は、データ不足として提示していません。また、金額は、四捨五入して100円単位としています。

平成21年の農地法改正に伴い、標準小作料制度は廃止されました。代わりに農地法第52条により、農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことになりました。

農業委員会が提供する賃借料情報は、過去において実際に契約された賃借料より算出したもので、**今後の賃借料を定めたものではありません**。農地の賃貸借契約を締結する場合の参考資料としてご活用ください。

賃借料情報には土地改良費等が含まれている場合がありますので、農地の貸し借りをされる際には、賃借料情報を目安としつつ、水稻の収穫量や圃場条件、土地改良費の償還金、工事費借入償還金の負担等を勘案し、**最終的には当事者間の話し合いにより賃借料を決めていただくようお願いいたします**。